

第3次山形県循環型社会形成推進計画に係る廃棄物実態調査業務委託仕様書

1 業務の目的

本調査業務は、県内的一般廃棄物及び産業廃棄物の排出・処理の実態について現状把握と将来予測等を行うことにより、令和2年度に策定された「第3次山形県循環型社会形成推進計画」（以下「計画」という。）の中間見直しに必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 適用

本仕様書は、県が委託する「第3次山形県循環型社会形成推進計画に係る廃棄物実態調査業務」（以下「委託業務」という。）について適用する。

3 委託期間

本委託業務の期間は、契約締結の日から令和7年2月28日（金）とする。

4 調査計画書

受託者は、契約締結後、速やかに次の事項を記載した調査計画書を作成し、山形県（以下「県」という。）に提出しなければならない。

- ① 調査概要
- ② 調査内容
- ③ 調査作業工程表
- ④ 調査に従事する者の職、氏名及び関連分野の実績
- ⑤ その他調査に関し必要な事項

5 委託業務内容

（1）一般廃棄物の発生及び処理量等の把握

- ・ 県内の市町村が関与し、一部事務組合、委託業者及び許可業者によって処理されている一般廃棄物の量のほか、スーパーによる店頭回収等の市町村が関与しない処理量について、県で実施する一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和5年度実績）及び県で提供する資料に基づき、図1の一般廃棄物の処理フローに沿って一般廃棄物の排出量や処理量等を取りまとめる。
- ・ 県内で発生する一般廃棄物の地域別、種類別の状況について取りまとめる。

調査対象一般廃棄物
（1）可燃ごみ、（2）不燃ごみ、（3）資源ごみ、（4）粗大ごみ、（5）し尿及び浄化槽汚泥、（6）その他

（2）産業廃棄物の発生及び処理量等の把握

- ・ 調査は、2,900事業者程度へのアンケート調査を主体に、過去の調査データ、各種実績報告データの活用や突合せにより、令和5年度における県内の産業廃棄物の発生量及び処理状況等について「産業廃棄物排出・処理実態調査指針（改訂）について」（平成22年4月27日付け環廃産發第100427001号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）に基づき実施する。
- ・ 調査対象業種については、上記通知によるものとする。
- ・ 図2の産業廃棄物の処理フローに沿って産業廃棄物の排出量や処理量等を取りまとめる。
- ・ 県内で発生する産業廃棄物の地域別、種類別の状況及び業種別の状況について取りまとめる。
- ・ 調査対象地域は、県全域とする。なお、本調査においては県内を①村山地区、②最上地区、③置賜地区、④庄内地区の4区分にて調査結果を整理する。
- ・ 併せて、3Rへの取組状況や廃棄物行政等に関する意識調査を実施する。

調査対象産業廃棄物
<産業廃棄物>
(1) 燃え殻、(2) 汚泥、(3) 廃油、(4) 廃酸、(5) 廃アルカリ、(6) 廃プラスチック類、(7) 紙くず、(8) 木くず、(9) 繊維くず、(10) 動植物性残さ、(11) 動物系固形不要物、(12) ゴムくず、(13) 金属くず、(14) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、(15) 鉱さい、(16) がれき類、(17) 動物のふん尿、(18) 動物の死体、(19) ばいじん、(20) 産業廃棄物を処分するために処理したもの、(21) 混合廃棄物等
<特別管理産業廃棄物>
(22) 廃油、(23) 廃酸、(24) 廃アルカリ、(25) 感染性産業廃棄物、(26) 廃石綿等、(27) 特定有害産業廃棄物（廃石綿等を除く）

(3) 循環資源の発生及び処理量の把握

- ・ (1) 及び (2) で取り上げた廃棄物以外の循環資源（低廉であるが有価で流通しているもので、市況の変化で廃棄物になりうるもの及び間伐材等の未利用資源）について、発生量等を取りまとめる。

(4) 調査結果を元にした施策の提言等

- ・ 上記 (1) ~ (3) で得られた調査結果を元に、課題を抽出するとともに、排出抑制及び再資源化等の推進に係る施策の提言を行う。
また、上記の提言、過去からの廃棄物の推移及び社会・経済的な現状と動向を踏まえた、令和7年度（計画5年目）及び令和12年度（計画10年目）の発生量等の推計を行う。

(5) 進行管理のための簡易推計手法の提供

- ・ 実態調査実施年度以降の各年度において、本県で経常業務として毎年入手できるデータを用いて、産業廃棄物の実態を簡易に推計する手法（算出方法）について提供する。
なお、実態調査によって得られる数値と簡易推計によって得られる数値の誤差が限りなく少ない手法を提供すること。

6 県で提供する資料

県で提供する資料は以下のとおりとする。

本県で提供する資料	
一般廃棄物	(1) 一般廃棄物処理事業実態調査結果 (2) 一般廃棄物処理業許可業者処理実績 (3) 一般廃棄物施設設置許可業者処理実績 (4) 家電リサイクル法関連実績 (5) 集団回収量 (6) スーパー等店頭回収量
産業廃棄物	(1) 多量排出事業者実績報告 (2) 産業廃棄物処理業許可業者実績報告 (3) 産業廃棄物施設設置許可業者実績報告 (4) 畜産農業からの動物のふん尿の発生量及び処理量を推計するための資料 (5) 農業用使用済みプラスチック類の排出量及び処理量を推計するための資料

その他、提供可能な資料は、要請に応じ提供することとする。

7 打ち合わせ等

受託者は、委託業務実施のため、県の指示により、必要と認められる打ち合わせ（6回程度）等を行うこととする。

8 疑義

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、県と受託者が協議のうえ、決定する。

9 成果品

受託者は、本委託業務の成果について、報告書（A4判）として5部製本のうえ、報告書原稿及び推計に使用したデータ等を取りまとめた電子データ（MicrosoftWord又はMicrosoftExcelで使用可能なファイル形式のもの）とともに提出することとする。

なお、成果品の取りまとめ内容、取りまとめ方法等については、事前に県と協議しなければならない。

10 その他

従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

図1 一般廃棄物の処理フロー

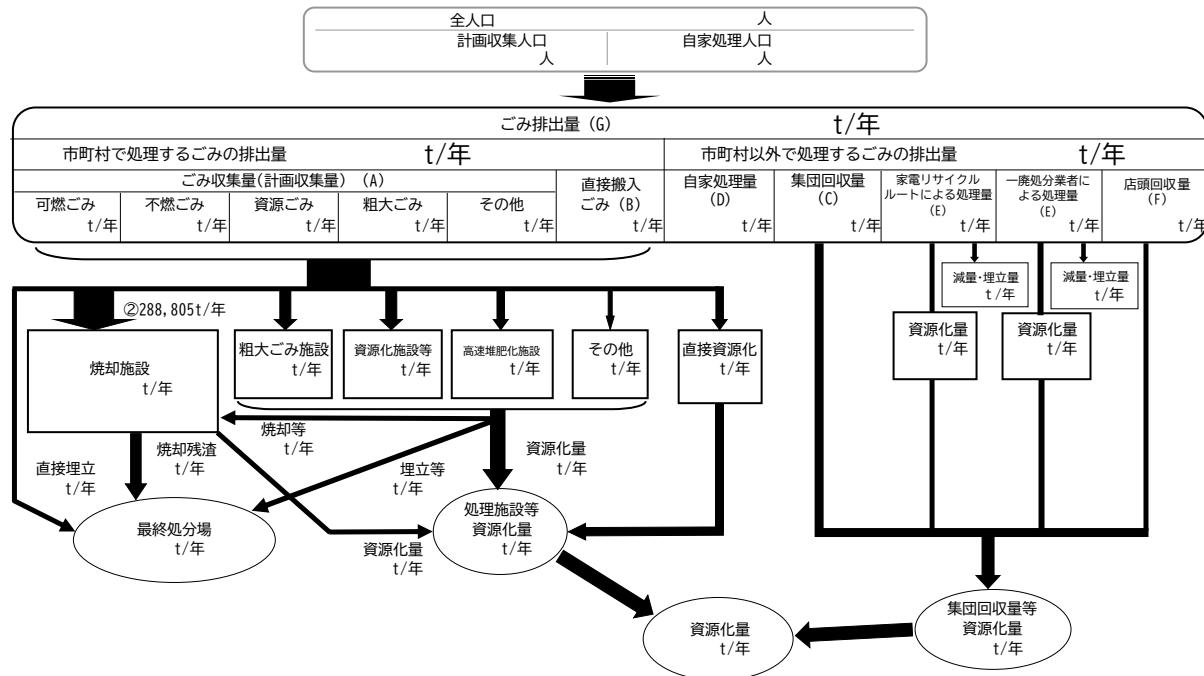


図2 産業廃棄物の処理フロー

